政府対策本部 副本部長

　　内閣府特命担当大臣　西村 康稔　様

まん延防止等重点措置を実施する区域における

飲食店への協力金支給に関する国の財政措置について

　大阪府及び兵庫県は、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されたところです。

感染のまん延を防止するためにも、国と地方公共団体が連携し、営業時間短縮に協力する飲食店への適切な支援を行うことが不可欠であることから、下記について要望します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

政府において、今般のまん延防止等重点措置を実施すべき区域としての公示は、５月５日までとされ、営業時間短縮要請は20時までとされた。

この場合の協力金のスキームについても、政府において、事業規模に応じて単価の上限が４万円から最大２０万円に拡充された。

しかしながら、当該協力金の財源とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、協力要請推進枠は単価の上限が最大２０万円とされ、期限も設けられていないが、即時対応特定経費交付金は単価の上限が４万円とされ、期限も４月２１日までとされている。

このため、即時対応特定経費交付金についても、少なくとも今般のまん延防止等重点措置を実施する５月５日までは、単価の上限を４万円から２０万円に拡充し、協力金の対象とすること。

令和３年４月1日

大阪府対策本部長

大阪府知事　吉村　洋文

兵庫県対策本部長

兵庫県知事　井戸　敏三